

事業群評価調書(令和5年度実施)

基本戦略名	1-4 みんなで支えあう地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	こども政策局 こども家庭課	川村 喜実
施策名	2 きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援	事業群関係課(室)		
事業群名	① 貧困に起因する問題を抱える子どもと親への支援	令和4年度事業費(千円)	※下記「2. 令和4年度取組実績」の事業費(R4実績)の合計額	5,013

1. 計画等概要

(長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025 本文)		(取組項目)								
長崎県のすべての子どもたちが、夢と希望を持って健やかに成長できる社会の実現を目指し、子どもたちの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子どもの貧困対策を総合的に推進します。		i) 教育の支援 ii) 生活の安定に資するための支援 iii) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援 iv) 経済的支援 v) 確実に支援につなぐ仕組みづくり vi) 地域における支援体制の充実・強化								
事業群	指標	基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標(年度)	(進捗状況の分析)	
	児童養護施設に入所する子どもの大学等進学率	目標値①	/	40.0%	40.0%	40.0%	45.0%	45.0%		45.0% (R7)
		実績値②	38.3% (R元)	30.3%	36.6%	/	/	/		進捗状況
		達成率②/①	/	75%	91%	/	/	/		遅れ
	指標	基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標(年度)		
	子どもの貧困対策についての計画を策定した市町数(累計)	目標値①	/	15市町	17市町	19市町	20市町	/		20市町 (R6)
実績値②		13市町 (R元)	15市町	17市町	/	/	/	進捗状況		
達成率②/①		/	100%	100%	/	/	/	順調		
※目標値の設定根拠 長崎県子どもの貧困対策推進計画の計画期間の終期である令和6年度までに小値賀町を除く20市町での策定の目標を設定しているため。(小値賀町は、きめ細かい支援が行き届く小規模自治体であり、計画策定の必要性はないと判断している)										

2. 令和4年度取組実績(令和5年度新規・補正事業は参考記載)

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費(単位:千円)			事業概要 令和4年度事業の実施状況 (令和5年度新規・補正事業は事業内容)	指標(上段:活動指標、下段:成果指標)				令和4年度事業の成果等
				R3実績	うち 一般財源	人件費 (参考)		主な指標	R3目標	R3実績	達成率	
				R4実績					R4目標	R4実績		
				R5計画	R5目標							
				事業実施の根拠法令等				事業対象				
事業期間	法令による 事業実施の 義務付け	県の裁量 の余地が ない事業	他の評価 対象事業 (公共、研究等)									
所管課(室)名												
取組項目 i	○	1	児童養護施設入所児童 等大学等進学支援事業	139	139	779	児童養護施設等入所児童の大学進学等の機会を増やすため、高校在学中の学習塾費用を助成した。	【活動指標】	24	4	16%	●事業の成果 ・就職して自立しようとする児童が多いことや保護者の協力が得られない場合も多いため、R4の大学進学率は達成率91%と目標には届いていないものの、児童養護施設入所児童が学習塾を利用しやすくすることで、学習意欲の向上が進み、学習塾費用助成が進学率向上の一助となった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・児童養護施設入所児童への教育を支援することで、進学や就職など多様な選択肢から自らの将来を選択できる環境を提供することができた。
				130	130	765		学習塾利用者数 (人)	24	4	16%	
				2,000	2,000	771		【成果指標】	40	30.3	75%	
				—				児童養護施設に入所 する子どもの大学等 進学率(%)	40	36.6	91%	
			H28-	—	—	—		40				
こども家庭課	—	—	—	児童養護施設等入所児童	40							
取組項目 ii iii iv v vi	○	2	子どもの貧困対策推進 事業	4,475	1,666	5,453	子どもの居場所づくりやフードバンク事業に関するノウハウを持つ団体を、貧困対策統括コーディネーターとして配置し、各市町に対し、子どもの居場所づくり等に係る事業実施に向けた技術支援や子どもの居場所づくり等を行う民間団体の掘り起こしなど、地域における支援体制の充実に向けた支援を行った。また、子どもの貧困に係る総合相談窓口を設置して保護者や支援者等への相談支援等を行った。	【活動指標】	13	11	84%	●事業の成果 ・県内11市町と貧困対策統括コーディネーターが個別協議を行い、実施者の掘り起こしや実施に向けた技術支援などを行った。地域内に事業の担い手となる団体がいないことなどの理由から、事業の構築又は見直しまで至ったのは1市だったものの、当該市において、支援の必要性が高い子ども等を見守り、必要な支援につなげるなどの、新たな事業実施につながった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・市町においては、要支援児童等の状況把握、食事提供や学習面での指導の実施などにより、地域における見守り体制が強化され、子どもの貧困対策の推進に寄与できた。
				4,883	1,873	5,357		事業構築や事業見直しに向けて、民間コーディネーター等と個別協議を実施した市町数(市町)	10	11	110%	
				14,479	6,562	5,401		【成果指標】	13	9	69%	
				子どもの貧困対策の推進に関する法律				子どもの貧困対策推進事業の民間ノウハウ提供を受けて、子どもの居場所づくりなどの事業構築や事業見直しにつなげた市町数(市町) ※累計	20	10	50%	
			R2-7	—	—	—		20				
こども家庭課	—	—	—	市町	20							

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

<p>i 教育の支援</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <p>・児童養護施設に入所している子どもたちは、保護者の協力が得られないことから生ずる経済的な理由や退所した先輩の多くが就職している状況を見ることにより、進路に対する考え方が固定化しやすくなっていることが考えられる。そのため早い時期から自らの将来を考えて、大学等進学を選択肢を含め、自身のライフプランを設計することができるよう情報をわかりやすく提供することが必要である。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <p>・児童養護施設に入所している子どもたちが、将来に夢を持ち、大学等進学之机会も含めて幅広いライフプランの実現を目指していけるよう、施設と連携のうえ実親に対して、奨学金制度や大学独自の学費に関する制度などの経済的な支援制度等の必要な情報をわかりやすく提供していく。</p>
<p>ii 生活の安定に資するための支援</p> <p>iii 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援</p> <p>iv 経済的支援</p> <p>v 確実に支援につなぐ仕組みづくり</p> <p>vi 地域における支援体制の充実・強化</p>	
<p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <p>子どもの貧困対策推進事業について、コーディネーターと市町との協議を進めたが、事業構築や事業見直しにつながった市町は10市町にとどまっている。市町が民間団体等と連携した事業の構築まで至らないことが課題となっている。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <p>市町に対し、国の支援メニューの周知や各地域内の団体等との情報交換を積極的に行うよう引き続き働きかける。 子どもの居場所づくりを行う民間団体等の育成と掘り起こしを進め、民間団体等と市町をつなぐ支援を引き続き実施する。</p>

4. 令和5年度見直し内容及び令和6年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	令和5年度事業の実施にあたり見直した内容		令和6年度事業の実施に向けた方向性		
			事務事業名	※令和5年度の新たな取組は「R5新規」等と、見直しが無い場合は「―」と記載	事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
			事業期間 所管課(室)名				
取組項目 i	○	1	児童養護施設入所児童等大学等進学支援事業	—	②	入所児童が自立した社会生活を営むための自らのライフプランを描くことができるよう、大学等進学を進路の選択肢のひとつとするため、施設や実親に対して、早期から進路指導や学習・進学支援に取り組むよう求めるとともに、支援コーディネーターや生活相談支援を拡充して実施する社会的養護自立支援事業や、経済的な支援である自立支援貸付事業などの措置解除後の県における支援制度に加え、教育機関その他の団体が行っている奨学金制度など、進学に必要な情報を分かりやすく提供できるよう努める。	現状維持
取組項目 ii iii iv v vi	○	2	子どもの貧困対策推進事業	支援者等が参加する会議や研修等の場において、支援が必要な子育て世帯を適切な窓口へ繋いでいただくよう、子どもの貧困総合相談窓口を積極的に周知し、相談体制等の充実を図る。 子どもの居場所づくりへの意識醸成や理解を促すため、子どもの居場所づくりに関心のある団体等に対する研修会を実施する。 長崎県子どもの貧困対策統括コーディネーターを配置して、市町に対する事業等構築に向けた技術支援と事業の担い手となる団体の掘り起こしや育成を引き続き図るとともに、子どもの居場所づくりを行う団体等に対し、物資の安定供給など継続的な運営に向け必要な支援を行う。 子どもの貧困対策推進事業の実施状況の把握、今後の子どもの貧困対策の方向性の検討、並びに新たな子どもの貧困対策に係る計画策定に向けた基礎資料とする、子どもの生活に関する実態調査を行う。	②	子どもの貧困総合相談窓口や各種支援制度を掲載したガイドブックについて、引き続き関係機関等への周知等を図る。 各市町に対して、子どもの貧困対策に関する国の支援策を積極的に活用した取組の実施や、各地域内の団体等と日頃から積極的に情報共有等を行うよう、会議等の場において働きかけを行うとともに、研修会に参加した団体等と市町をつなぎ、事業構築や見直しの支援を行う。 実態調査の結果を踏まえ、子どもの貧困対策の方向性を検討し、新たな子どもの貧困対策に係る計画を策定する。	現状維持

注:「2. 令和4年度取組実績」に記載している事業のうち、令和4年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

- ① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
- ② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
- ③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
- ④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
- ⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
- ⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要はないか。
- ⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
- ⑩ その他の視点